

令和 7 年 第 7 回

## 柳川市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 10 日

柳川市農業委員会

# 第7回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月10日 午後2時00分～午後3時02分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

推進委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見聴取について

議案第42号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

その他

1. 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

農業委員

出席委員 (18名)

1番	山	田	善	治	2番	藤	吉	利	広
3番	亀	崎	忠	治	4番	亀	崎	壽	満
5番	梅	崎	直	祝	6番	樺	島	一	晴
7番	古	賀	宏	義	8番	野	口	秀	一
9番	三	小	田	由	10番	藤	木	邦	彦
11番	田	中	満	義	12番	松	藤	道	大
13番	松	藤		稔	14番	浦		幸	之助
16番	園	田	清	美	17番	阿	志	賀	一
18番	小	柳	浩	子	19番	島	添	茂	樹

欠席委員 (1名)

15番 原 壽 利

推進委員

出席委員 (17名)

龍	正	典	中	村	博
山	口	弘	成	清	義
乗	富	隆	古	賀	勝
樺	島	福	池	上	藤
櫻	木	利	米	田	俊
河	口	勇	平	川	大
堤	和	弘	大	津	眞
鶴	田	信	三	浦	一
吉	開	健			

欠席委員 (1名)

河 口 隆 光

本会議に出席した事務局職員

事務局長 白谷 雄一郎

事務局次長 平河 郁夫

事務局職員 田中道博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第7回総会を始めさせていただきます。御起立をお願いします。礼。よろしくお願ひします。御着席ください。

では、柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願ひします。

### ○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。本当に毎日毎日暑い日が続いておりますので、とにかく健康にだけは気をつけて、今、大豆まきの真っ最中じゃないかと思っておりますが、昨日おとといと、恵みの雨と言っていいような雨が降ってくれました。また、二、三日後にもまた雨が降るようになっているようでございますので、とにかく健康にだけは気をつけて、大豆まきのほうを頑張って終わらせていただきたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、令和7年第7回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思いますので、最後までよろしくお願ひいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。

本日の出席委員18名で定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和7年第7回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

### ○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

議案書のほうを御覧ください。

---

令和7年

### 第7回柳川市農業委員会総会議案

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見聴取について

議案第42号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

その他

1. 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

令和7年7月10日提出

柳川市農業委員会会長 島添茂樹

---

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。今回提案しております案件は、議案第37号から議案第42号までの6件と報告3件、その他1件であります。

本日の議事録署名委員に7番の古賀宏義委員、11番の田中満義委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があつたので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号6番、7番の譲受人、○○さん、○○さんにつきましては、本日の机の上に配付しています営農計画書と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積859m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,064m<sup>2</sup>、外1筆、合計2,217m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積412m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,556m<sup>2</sup>、外1筆、合計1,572m<sup>2</sup>、小作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,927m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号6番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,268m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号7番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,364m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号8番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,345m<sup>2</sup>、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第37号の農地法第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で○○円。

申請番号2番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で○○円。

申請番号3番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移

転、売買を行うための申請です。代金は1筆で○○円。

申請番号4番は、離農する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で○○円。

申請番号5番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は10aで○○円。

申請番号6番は、離農する妹の○○さんから、新規就農しようとする姉の○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号7番は、離農する義父の○○さんから、新規就農しようとする娘婿の○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号8番は、離農する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は10aで○○円。

申請番号1番から8番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第37号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第37号については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案の申請番号1番は○○委員からの提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を適用し、○○委員の退席をお願いします。

[○○委員、退席]

○議長（島添茂樹君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第38号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があつたので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積350m<sup>2</sup>。申請人、○○。転用目的、農業用施設。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第38号の農地法第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、申請人、○○さんが農業用施設設置のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ha未満の一団の農地のため、第2種農地と認定いたします。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、「農業用施設については周辺農地への日陰や排水の影響や効率的な農地利用への支障等がない場合」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断いたします。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第38号、申請番号1番について、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第38号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、○○委員の退席を解除いたします。

[○○委員、着席]

○議長（島添茂樹君）

続きまして、申請番号2番及び3番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積36m<sup>2</sup>。申請人、○○。転用目的、通路。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積164m<sup>2</sup>。申請人、○○。転用目的、倉庫及び駐車場。

○事務局次長（平河郁夫君）

申請番号2番は、申請人、○○さんが通路設置のための申請です。

申請番号3番は、申請人、○○さんが倉庫及び駐車場設置のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

申請番号2番及び3番の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と認定いたします。第1種農地は原則転用不許可ですが、それぞれ「既存敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるもの」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと

判断します。

なお、申請番号3番は、以前に一部造成のほうがなされており、既に農業用倉庫が建っておりますが、許可権者である県とも協議の上、農業用として使用することも考慮し、始末書を添付の上、今回議案として付議していることを申し添えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第38号、申請番号2番及び3番について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第38号、申請番号2番及び3番については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第39号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、

農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積750m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、漁業用倉庫。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,440m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置場及び駐車場。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・畑、面積285m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、事業所用地。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,573m<sup>2</sup>、外1筆、合計1,582.41m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、農漁業用倉庫及び海苔網干場。

申請番号5番、農地の所在、○○、地目・畑、面積590.82m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、一般住宅及び資材置場。

6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、○○、地目・畑、面積354m<sup>2</sup>。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、一般住宅。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第39号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、○○さんが漁業用倉庫建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○円。

申請番号2番は、譲受人、○○さんが資材置場及び駐車場を設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は隣接する雑種地と合わせて2筆で○○円。

申請番号3番は、譲受人、○○さんが事業所用地、製麺所として使用するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○円。

申請番号4番は、譲受人、○○さんが漁業用倉庫建設及び海苔網干場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で○○円。

申請番号5番は、譲受人、○○さんが一般住宅の建設及び資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は隣接する宅地と合わせて3筆で〇〇円。

申請番号6番は、借り人、〇〇さんが一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は使用貸借権。設定期間は永年。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

申請番号1番及び3番、4番の農地区分はおおむね10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と認定いたします。

第1種農地は原則転用不許可ですが、それぞれ「住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び5番、6番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ha未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。

第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、こちらについても、それぞれ「住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第39号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第39号については、提案どおり承認することに決定

いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第40号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,745m<sup>2</sup>。申出人、○○。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,263m<sup>2</sup>、外1筆。申出人、○○。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,928m<sup>2</sup>、外1筆。申出人、○○。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,502m<sup>2</sup>。申出人、○○。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、○○、地目・田、面積403m<sup>2</sup>、外1筆。申出人、○○。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番及び3番は大和町地区、4番及び5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

地区の委員による協議及び提案をお諮りいたします。

議案第40号、申請番号1番は推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、桝島福博委員にお願いいたします。

申請番号2番及び3番は推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員。

申請番号4番及び5番は推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの11名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第40号については、先ほどの11名の委員を指名することに決定いたしました。ありがとうございました。

議案第41号 農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

---

議案第41号

1. 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるため福岡県農業振興推進機構理事長より意見を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の1枚ものの農用地利用集積等促進計画（案）の概要を御覧ください。

現在の受け手、氏名、〇〇、住所、〇〇、利用権の設定等を受ける土地、所在、〇〇、現況地目・田、面積、2,794m<sup>2</sup>。受け手（予定）、氏名、〇〇、住所、〇〇、外6筆となっております。

こちらの内容につきましては、父の〇〇さんから、子の〇〇さんへの耕作者の変更になります。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第41号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第41号については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第42号 農用地利用集積等促進計画の要請について議題といたします。

本案整理番号7番及び8番は農業委員番号〇番、〇〇委員が代表を務める〇〇が所有権の移転を受けるものとなっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

---

議案第42号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを福岡県農業振興推進機構に対して要請したく承認方付議する。

---

こちらにつきましては、A4サイズ3枚ものの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和7年8月15日、1. 所有権移転関係、利用権の種類、所有権移転、地目・田、農用地の利用内容、水田、面積31,882m<sup>2</sup>、筆数20筆、売り手8名、買い手8名。

続きまして、2枚目を御覧ください。

各筆明細、こちらにつきましては、農業委員会では買い手の審査となっておりますので、買い手のみを読み上げていきます。

それでは、まず初めに、2枚目一番下の段、整理番号8番になります。

所有権を移転する土地、所在地、○○、地目・田、面積1,114m<sup>2</sup>、外2筆、合計4,283m<sup>2</sup>。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期、いずれも令和7年9月25日、対価○○円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、○○、氏名、○○。備考、担い手売買。

こちらの買い手、○○につきましては、過去の実績等により農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の2つの要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第42号、整理番号7番及び8番について、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第42号、整理番号7番及び8番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで○○委員の退席を解除いたします。

[○○委員、着席]

○議長（島添茂樹君）

続きまして、整理番号1番から6番及び9番から14番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、2枚の各筆明細の上から2行目、整理番号2番を御覧ください。

所有権を移転する土地、所在地、○○、地目・田、面積824m<sup>2</sup>、外1筆、合計1,686m<sup>2</sup>。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期、いずれも令和7年9月25日、対価○○円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、○○、氏名、○○。備考、一般売買。外5件となっております。

こちらの買い手6件につきましては、過去の実績等により農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の2つの要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第42号、整理番号1番から6番及び9番から14番について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第42号、整理番号1番から6番及び9番から14番については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告に移ります。事務局よりお願いいいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

---

## 報 告

### 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和7年5月21日、農地の所在、○○、地目・田、面積28m<sup>2</sup>、外2筆、合計1,271m<sup>2</sup>。賃貸人、○○。賃借人、○○。適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知、備考、離作料なし、外24件です。

続きまして、13ページのほうを御覧ください。

## 報 告

### 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和7年6月17日、農地の所在、○○、地目・田、面積164m<sup>2</sup>。使用貸人、○○。使用借人、○○。適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。続きまして、14ページを御覧ください。

---

## 報 告

### 3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和7年6月13日、農地の所在、○○、地目・畠、面積443m<sup>2</sup>。願出人、○○。備考、令和5年10月23日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

#### ○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、私のほうから、その他の農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております農地法第18条第1項の規定による許可申請書の写し、資料1を御覧ください。

まず、申請書の内容について御説明をしたいと思います。

通常、農地の賃借権を解約する場合、本日の総会の中でも報告がございましたが、農地法第18条第6項の規定による通知を農業委員会が受理することで解約となります。

内容としましては、「合意による解約が農地を引き渡すことになる期限前6か月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるもの」と規定されており、賃貸人、賃借

人、お互いの合意に基づき解約するもので、ほとんどの解約がこれに該当いたします。

今回提出された申請書は、先ほどの農地法第18条第6項の規定に該当する解約ではなく、賃貸人、今回は申請者になりますが、賃貸人が賃借人の合意が得られないため、農地法第18条第1項に規定する県知事の許可による解約を申請するものになります。こちらについては、県内でもほとんど事例がなく、柳川市農業委員会においても初めてのケースということになります。

まず、許可を受けようとする農地の所在地ですが、申請書の2に記載されていますとおり、柳川市〇〇、地目は田で、面積は1,135平米となっております。農地の所在地につきましては、別添の箇所図をつけておりますので、御確認のほうをしていただきたいと思います。

それでは資料1の4ページ目からの別紙、契約解除を求める理由を御覧ください。

こちらに賃貸人及び賃借人の状況やこれまでの経緯が1から10まで記載をされておりますが、5ページ10の農事調停の申し立てと不成立の見込みに記載をされていますとおり、昨年、申請者である〇〇氏から、賃借人である〇〇氏に対して、福岡地方裁判所柳川支部において農事調停の申し立てがなされ、残存小作の解約を求めましたが、〇〇氏が農地の返還に応じる意思がない旨主張され、結果、調停は不成立となっております。

そのため、最後の11の結論にあるとおり、賃貸人の〇〇氏から代理人弁護士を通して、当該農地の契約解除を求める正当な理由があるとして、今回、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請が申し出された次第です。

なお、今後の基本的な手続の流れとしましては、資料2を御覧ください。

(1)農業委員会における手続ですが、現地調査、書類審査後、赤で印をつけておりますが、当農業委員会として、③所有者及び耕作者双方からの事情聴取を行い、その内容も踏まえて、⑤農業委員会部会への諮問として、総会において、この申請について却下もしくは不却下の判断をすることとなります。

そして、⑥その結果を県に対して農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書、これは資料3になりますけれども、資料3をつけて進達をすることになります。

この資料3の右上のほうになりますけれども、市町農業委員会の意見として、この申請に対して却下するのか、不却下するのかというところを判断し、県に進達をすることになります。

先ほどの資料に戻っていただきまして、その後、(2)県における手続として、その意見書

を基に県で審査を行い、最終的に、申請者である○○氏に対して、③になりますが、許可または不許可を決定し回答するというような流れになります。

まずは、先ほど申しました双方からの事情聴取を行うに当たって、ヒアリングを行う委員を選定する必要がございますが、今回の経緯については、事前に島添会長に御説明し、選定委員について協議を行っております。

そこで、候補となった委員が5名いらっしゃいます。まずは、島添会長及び藤木副会長、亀崎副会長の3名、それと、当該地域から阿志賀委員。また、農家以外の中立の立場からの視点ということで小柳委員。この5名で事情聴取を行ってはどうかということでまとまっております。

なお、この5名の委員の皆様には、今回の経緯や事情聴取については事前に説明し、了承をいただいております。

皆様の御意見等がなければ、この5名の委員及び事務局で事情聴取を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局次長（平河郁夫君）

ありがとうございます。

それでは、このメンバーで行いたいと思います。

なお、最終的には、先ほども申しましたが、事情聴取の内容を踏まえて、当委員会の総会の場において議案として付議し、却下もしくは不却下の裁決を行うこととなります。

その際、資料2の下の(3)農地法第18条第2項各号に該当するかどうかの検討とありますが、今回のこのケースが、この許可事由の①から⑥のどれかに該当するのか、もしくは該当しないのか、農業委員の皆さんに判断していただくことになりますので、申し添えます。

具体的な許可事由としましては、①賃借人が信義に反した行為をした場合、ここに書いてありますが、例えば、小作料を払わなかつたり、賃貸人に無断でほかに転貸しをしたり、そういうことがこの場合に当てはまります。

②農地等を転用することが相当な場合としまして、次のページになりますけれども、農地以外に転用する確実な計画があり、農地等の立地条件から転用許可が見込まれ、かつ賃借人の離作条件等から見て、転用実現のための賃借権を終了させるのが相当の場合ということでありますが、こちらについては申請人側から具体的な転用計画が出されて、耕作人である賃

借人が、ここを離作しても生計上困らないということであれば、こちらの②に該当する形になります。

③賃貸人の自作を相当とする場合ということで、こちらについては、地主である賃貸人がその農地を営農することが相当する場合ということになります。

④農地中間管理権の取得による協議の勧告を受けた場合及び⑤農地所有適格法人の要件を欠いた法人から小作地の返還を受ける場合、こちらの④、⑤については今回は該当しないと思われます。

⑥その他正当な理由がある場合として、①号から⑤号以外の場合であって、例えば賃借人から解除する場合、賃借人が離農する場合と解約を求めることが相当の場合ということで、⑥に該当するケースがあるということになります。

これを基に、県知事がこの残存小作について、許可、不許可の判断をされます。

最後になりますけれども、資料1は、個人情報の観点からお読み取りいただいた後、回収をさせていただきます。そのまま机の上にお願いいたします。それ以外の資料はお持ち帰りいただいて問題ございません。

私のほうからの説明は以上になりますが、この件に関して御質問、御意見等があればお願いいたします。

○1番（山田善治君）

かなり難しい問題じゃないですか。そういうのを農業委員会権限で進めるということですか。どっちにしても裁判に持っていくかれると思うよ、最後は。

○事務局次長（平河郁夫君）

当農業委員会の意見書をつけて、最終的に県知事がその残存小作を解約するのか存続させるのかは決定されます。

○1番（山田善治君）

それは、ざつといかんの。

どっちにしても最終的には法律的にそうなってくるから、私たちがそんな法律的にどうこうという権利はあるのですか。（発言する者あり）

○事務局次長（平河郁夫君）

先ほども御説明しましたが、①から⑥のどれかに該当する場合は県知事が解約をしなければならないと法律上規定されておりますので、そこをヒアリング、最終的には総会の場を含

めて委員の皆さんに御判断していただくということです。

○1番（山田善治君）

どっちにしても恨まれますよ。（発言する者あり）

○議長（島添茂樹君）

それでは、皆さんよろしゅうございますか。

続きまして、連絡事項について事務局よりお願ひいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

では、私のほうから連絡事項ということで3点ほどございます。

まず1点目でございます。

先ほどあっせん委員に指名されました委員さんたちは、後ほど担当のほうより説明と資料をお渡ししますので、しばらくお待ちください。

2点目でございます。

次回の総会日時でございます。次回総会は8月8日金曜日の14時、午後2時から大和庁舎大会議室で開催いたしますので、御参加のほどよろしくお願ひいたします。

3点目です。

皆様の机の上に2025年度版の農業委員会業務必携、この紫色の表紙をお配りさせていただいております。中身といたしましては、農業委員さん、推進委員さんの活動とか、業務内容について書かれておりますし、ほかの地域の事例なども書かれておりますので、時間があるときに御一読ください。

連絡事項は以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第7回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後3時2分　閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年7月10日

柳川市農業委員会会长 島添茂樹

會議錄署名委員 古賀宏義

〃 田中満義